2026年11月10日

各　　位

会社名　　ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL：https://www.beatholdings.com)
代表者名　　最高経営責任者（CEO）
チン・シャン・フイ
（東証スタンダード市場　コード番号：9399）
連絡先　　IR室マネージャー
高山　雄太
（電話：03-4570-0741）

減資に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、以下のとおり、2026年度 定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。（注））に、資本金の額の減少（以下「減資」といいます。）について付議することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。
（注）2026年12月に開催予定です。日時・場所等については、決定次第お知らせいたします。

１．減資の目的

当社の普通株式、優先株式及び劣後株式の額面は、現在0.1香港ドルであり、ケイマン諸島の法令に基づき、これが当社が新株を発行する際の一株あたりの払込金額の下限となっております。減資により、発行済み株式1株あたりの額面を0.001香港ドルに引き下げることにより（i）当社の累積損失（もしあれば）を相殺し、減少させること、(ii) 当社の業績に応じて、かつ取締役が適切であると判断した場合に、将来において配当の宣言及び／又は分配可能準備金の使用を必要とするあらゆる企業活動の実施についても、当社により大きな柔軟性を提供すること、並びに(iii) 将来における新株発行の価額設定において、当社により大きな柔軟性を提供することを可能とすることを目的としております。

定時株主総会にて特別決議による承認を得ることに加え、減資が有効となるには、以下「２．減資の要領、（２）減資の方法」に記載の条件があります。

なお、減資に伴い未発行の株式が細分化（発行済株式数は変わりません。現在、発行済の株式の分割とは異なります。）されます。参考として、一連の手続きの概要は以下のとおりとなります。

(a)　当社の発行済み株式資本は、額面が1株あたり0.1香港ドルの発行済み普通株式（以下「普通株式」という。）及び額面が1株あたり0.1香港ドルの発行済み優先株式（以下「優先株式」という。）のそれぞれについて、払込済み資本を1株あたり0.099香港ドル消却することにより減額され、これにより、発行済み普通株式及び優先株式の1株あたりの額面は0.1香港ドルから0.001香港ドルに減額され、当社の発行済み株式1株あたりについて払込済みとみなされる金額は、0.001香港ドルとなるものとする；

(b)　減資の直後、額面0.1香港ドルの授権済み未発行の普通株式及び優先株式（減資により生じるものを含む）の各株式、並びに額面0.1香港ドルの授権済み未発行の劣後株式の各株式は、それぞれ額面0.001香港ドルの株式100株に細分化されるものとする（以下総称し

て「株式細分化」といい、減資と併せて「資本再編」という。また、株式細分化後の普通株式、優先株式及び劣後株式を総称して「新株式」という。）；

(c) 新株式は、それぞれの種類ごとに、相互にあらゆる点において同順位とし、当社の基本定款及び付属定款に規定される当該種類の株式に関する権利及び特権を有するとともに、制限を受けるものとする；

(d) 資本再編の直後、当社の授権資本は、（i）額面が1株あたり0.1香港ドルの普通株式182,000,000,000株、額面が1株あたり0.1香港ドルの優先株式13,000,000,000株、及び額面が1株あたり0.1香港ドルの劣後株式5,000,000,000株に分割された20,000,000,000香港ドルから、（ii）額面が1株あたり0.001香港ドルの普通株式18,200,000,000,000株、額面が1株あたり0.001香港ドルの優先株式1,300,000,000,000株、及び額面が1株あたり0.001香港ドルの劣後株式500,000,000,000株に分割された20,000,000,000香港ドルに変更されるものとする；

(e) 減資により生じる貸方残高を、当社の分配可能準備金勘定に振り替えるものとし、当該勘定は、当社の付属定款及び適用されるすべての法令・規則に従い、取締役が分配可能準備金として利用することができるものとする。これには、随時生じ得る当社の累積損失の解消又は相殺、及び／又は当該勘定からの配当の支払い及び／又はその他の分配を随時行うことが含まれるが、これらに限定されない。また、これらに関連するすべての措置が承認、追認及び確認されるものとする；及び

(f) 当社の取締役は、資本再編を実施するため、又はその実施に関連して、必要又は妥当と認めるあらゆる行為及び措置を講じ、また（自署又は捺印証書により、かつ適切な場合には当社の社印を押印して）当社を代表してあらゆる文書に署名することを、本決議によりここに授権されるものとする。

２．減資の要領

（１）減少すべき資本金の額

発行済み普通株式の株式資本を約 18,333,557.76 香港ドルから約 183,335.57 香港ドルに、また各発行済み普通株式及び優先株式の額面を 0.1 香港ドルから 0.001 香港ドルにそれぞれ減額します。

（２）減資の方法

当社の、額面 0.1 香港ドルの各払込済み普通株式及び優先株式の額面を 1 株あたり 0.099 香港ドル減額し、1 株あたり払込済額面を 0.001 香港ドルとします。なお、額面減少は、(i) 当社の取締役がケイマン諸島の会社法の要件に従って支払能力に関する声明書（Solvency Statement）に署名すること、及び(ii) ケイマン諸島の会社登記官（Registrar of Companies）が、支払能力に関する声明書の写し及びケイマン諸島の会社法に基づき減資（以下に定義する。）に関して要求される事項を記載した明細書（minute）を登録することを条件として、当該条件が充足された日をもって、有効となります。

３．減資の日程（予定）

（１）	取締役会決議日	2026 年 11 月 10 日
（２）	定時株主総会決議日	2026 年 12 月（決定次第お知らせいたします。）

（3） 減資の効力発生日	申請日（（注）2027年1月上旬となる予定です。決定次第お知らせいたします。）

（注）資本金を減少させる特別決議は、ケイマン諸島の会社法（改正済）に基づき減資に関する明細書（minute）及び関連する書類を、会社登記官（Registrar of Companies）に申請・登録（registration）した日（2027 年 1 月上旬を予定）から有効となります。当該会社登記官は、申請書類を処理するために時間を要する見込みですが、当社がケイマン諸島の会社登記官より、減資に関する正式な証明書（official certificate）を受領するのは、申請日から1カ月以内を予定しております。

４．今後の見通し

今般の減資により、発行済株式総数及び株主の皆様の権利に変動は生じません（株主の皆様の保有株式数及び持株比率に影響はありません。）。また、ケイマン諸島の会社法（修正済み）及び当社の付属定款第4条及び第6条に従い、現行の基本定款第8条を変更することなく、額面を減少させるものです。本件による業績への影響はない見込みです。

なお、参照の便宜のために記載いたしますと、2026年10月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル＝20.08円です。

以　上

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島において、ケイマン法に基づいて免除会社として設立されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンシングを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：https://www.beatholdings.com/ をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。